

長浜市税条例で指定された団体 の寄附金に関する事務処理要領

長浜市役所 税務課

もくじ

1 制度の概要について	2 ページ
2 事務処理について	3 ページ
3 寄附金受領証明書の交付について	3 ページ
4 寄附者名簿の作成・保存・送付について	3 ページ
5 寄附者への周知事項について	4 ページ
【参考】寄附金税額控除申告書	5 ページ
【様式1】寄附金受領証明書	6 ページ
【記載例1】寄附金受領証明書の記入例	7 ページ
【様式2】長浜市寄附者名簿	8 ページ
【記載例2】長浜市寄附者名簿の記入例	9 ページ

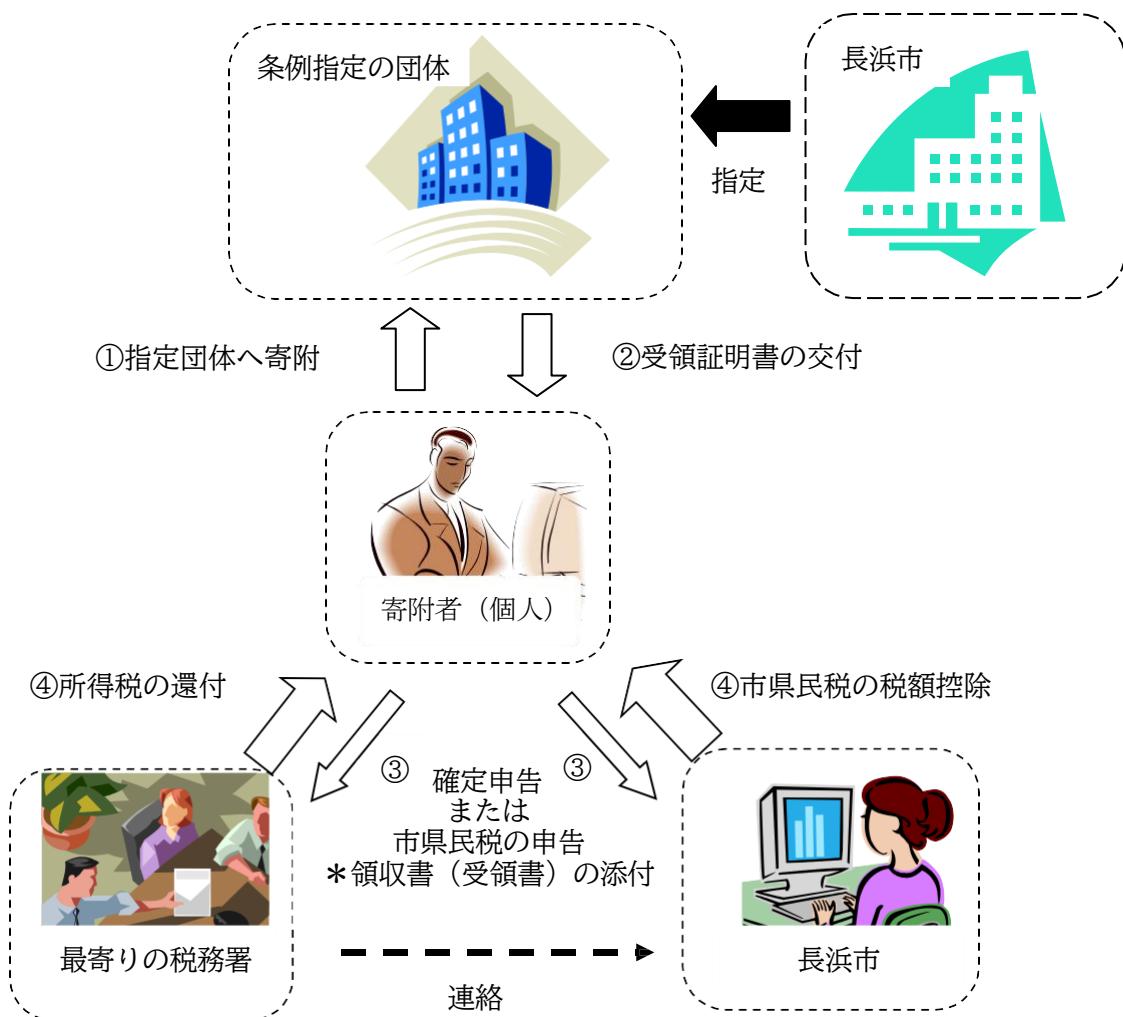
1 制度の概要について

本制度は、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中から都道府県・市区町村がそれぞれの判断で条例により指定した寄附金について、条例指定した地方自治体に住所を有している寄附者が市県民税（個人住民税）の寄附金税額控除を受けられるというものです。

寄附金税額控除額については、寄附金の額（寄附金の合計額が総所得金額等の30%相当額が限度）から2千円を除いた額の6%を市民税額から差し引くというものです。

なお、県の条例指定団体にも該当する場合は、寄附金から2千円を除いた額の4%を県民税額から別途差し引くこととなります。

【条例指定の寄附金控除のしくみ（イメージ図）】



《寄附金税額控除の額の計算式》

- 寄附金の額 < 所得の30% : (寄附金の額 - 2千円) × 6%
- 寄附金の額 ≥ 所得の30% : (所得の30% - 2千円) × 6%

2 事務処理について

事務処理は次の2点となります。

- (1) 寄附金受領証明書の交付
- (2) 寄附者名簿の作成・保存・送付

なお、事務処理については、総務省から全国の都道府県・市区町村に通知があり、全国統一となっていますが、どの団体が条例指定されているかについては自治体ごとに異なりますのでご注意ください。

3 寄附金受領証明書の交付について

寄附金を受けた場合には、寄附者が、控除の申告ができるよう寄附金受領証明書を交付してください。申告の際には、寄附金受領証明書の添付が必須条件となっています。

寄附金受領証明書は、6ページの様式1に次の4点を必ず記載し、作成してください。

(7ページの記載例1をご参照ください。)。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日

4 寄附者名簿の作成・保存・送付について

長浜市に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、寄附の明細を一覧にした長浜市寄附者名簿を、1年（1月1日～12月31日の期間）ごとに作成してください。

作成した長浜市寄附者名簿は7年間保存し、受領証明書の再交付などにご活用ください。

長浜市寄附者名簿は、8ページの様式2に次の4点を記載し、作成してください（9ページの記載例2をご参照ください。）。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日

寄附者名簿は、寄附を受けた翌年の3月15日までに長浜市税務課市民税第一係に送付してください。

〔送付先〕 〒526-8501

長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 税務課 市民税第一係

*個人情報を含むため、FAXやeメールでの送信はご遠慮ください。

5 寄附者への周知事項について

寄附者に対して次の（1）～（3）の事項について、周知をお願いします。

（1）寄附金税額控除を受けるためには確定申告等が必要です。

市民税の寄附金税額控除を受けるためには、「寄附金税額控除申告書」（5ページ参照）の提出が必要になります。また、県の条例指定がある場合も上記の申告書で手続きを行うこととなります。

ただし、所得税の寄附金控除と市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。上記「寄附金税額控除申告書」での手続きになりますと所得税の寄附金控除が受けられないため、寄附された方にとて不利となります。

このため、寄附された方にとって有利な確定申告による手続きを周知いただきますようお願いします。

《確定申告の期間中 2月中旬～3月中旬（平日のみ）》

（2）申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要です。

寄附金受領証明書の交付については、貴団体の事務処理としてお願いしていますが、これは、寄附者が確定申告等をする際に添付するためです。

寄附金受領証明書交付の際には、確定申告等に添付するものであることをお伝えください。

なお、これまで所得税の確定申告用に交付されていた受領書と上記証明書は兼用となりますので、従前の受領書に前述の記載事項がすべて含まれているのであれば、どちらか一方の交付でかまいません。

（3）寄附金を支払った年の翌年1月1日に長浜市にお住まいであれば長浜市で寄附金税額控除を受けることができます。

本制度は寄附金を支払った年の翌年1月1日に住んでいる各都道府県および市町村の条例で寄附先が指定されていれば適用されるものです。

したがって、寄附の時点では長浜市に住んでいなかったとしても、寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で、長浜市にお住まいの場合は、長浜市で寄附金税額控除の適用を受けられます。逆に、寄附金を支払った年の12月31日までに、寄附者が長浜市から転出された場合、長浜市で寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附金を支払った年の翌年1月1日時点で長浜市に住んでいない方につきましては、寄附を行った先が住所地の所在する都道府県および市町村の条例で指定されているかどうかを確認する必要があります。転出先の市町村の条例に同様の規定があれば、転出先市町村で税額控除の適用を受けることになります。

【参考】

年度分 市民税 寄附金税額控除申告書
県民税

年 月 日 長浜市長 様		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	
年 1月1日 現在の住所		生年月日	大・昭・平 . . .
		電話番号	

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額 (円)
計	

2. 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額 (円)
計	

3. 住所地の都道府県、市町村または特別区の条例で指定された寄附金

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額 (円)
	都道府県・ 市区町村	
	都道府県・ 市区町村	
	都道府県・ 市区町村	
計	都道府県分 市区町村分	

(切り取らないでください)

年度分市民税・県民税寄附金税額控除申告書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	様	

【様式1】

NO._____

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____

様

￥ _____

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

印

* 年1月1日現在お住いの市町村（この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している場合に限ります。）へ申告することにより、市県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署への申告が必要です。

（注1） 所得税および市県民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2） 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者または年金所得者で、市県民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「都道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住いの市町村へ申告してください。

【記載例 1】

NO. 1

寄附金受領証明書

住 所 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
氏 名 長浜太郎 様

¥ 30,000

上記の金額を受領いたしました。

○○ 年 ○ 月 ○ 日

社会福祉法人  代表  印
公益社団法人
公益財団法人
学校法人
特定非営利活動法人

* 年1月1日現在お住いの市町村（この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している場合に限ります。）へ申告することにより、市県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署への申告が必要です。

（注1） 所得税および市県民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2） 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者または年金所得者で、市県民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「都道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住いの市町村へ申告してください。

【様式2】

年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称

長浜市分

年1月1日～

年12月31日

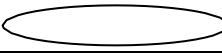
氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した月日
	滋賀県長浜市		

(注) 1 寄附者氏名は五十音順でご記入ください。

2 都道府県分や他の市町村分は別葉で作成してください。

【記載例2】

令和〇年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称 社会福祉法人 

長浜市分

令和〇年1月1日～令和〇年12月31日

氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した月日
税務一郎	滋賀県長浜市 八幡東町632番地	200,000円	1月20日
長浜太郎	滋賀県長浜市 高田町12番34号	30,000円	11月19日
	滋賀県長浜市		

(注) 1 寄附者氏名は五十音順でご記入ください。

2 都道府県分や他の市町村分は別葉で作成してください。